【県指定・史跡】

金山水車(轟製錬所)跡(平成29年4月21日指定)



O **所在地** 南九州市知覧町郡字轟15898番5, 15899番3の一部, 15900番, 15901番4

15902番2の一部, 15902番3, 15902番4

- O 所有者 鹿児島県
- 〇 特 徴

金山水車(轟製錬所)跡は、明治末期から昭和初期にかけて稼働した製錬所跡で、 鉱石から金・銀を製錬していました。岩盤を手彫りで数メートルの深さまで掘削 した水車坑や排水溝は、当時の技術の高さを示しています。

石材加工や水車動力等古来からの伝統技術を工夫・活用したこれ等の施設群は、 貴重な近代産業遺産です。